

石川県公報

平成 25 年 10 月 7 日 (月曜日)

号 外

(第 74 号)

目 次

規 則	
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	1
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	2
○石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業基盤課)	3

規 則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(指定生活介護事業所に関する特例の要件)

第十条 条例第六十条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。)第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準等条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第六十条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 条例第六十条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児人所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第十条の次に次の二条を加える。

(指定通所介護事業所に関する特例の要件)

第十条の二 条例第六十一条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護(同条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数と条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が二平方メートル以上であること。

一 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件)

第十条の三 条例第六十一条の二の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス基準等条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第八十一条において準用する条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を二十五人以下とすること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準等条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第八十一条において準用する条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を当該通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準等条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第八十一条において準用する条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 三 十 二 号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川 県 規 則 第 六 十 一 号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「指定居宅サービス等基準」を「指定居宅サービス基準等条例」に改める。

第二十一条中「次に掲げる要件に該当すること」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十号)」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十号)」に改める。

働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。) 第四条第一項の規定により自立訓練」を「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「指定通所支援基準等条例」という。) 第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービス」に改め、「障害者」の下に「及び障害児」を加え、同条第二号中「特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービス」に改め、「障害者」の下に「及び障害児」を加え、同条第四号中「特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービス」に改め、「障害者」の下に「及び障害児」を加える。

第二十七条中「次に掲げるもの」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービス」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号及び第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十三号

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第十七号中「小規模」の下に「のうち中山間地域で行うものを除く。」を加え、同表第十八号中「条件不利地域」を「小規模のうち中山間地域で行うものに限る。」に改め、同表第二十号中「小規模」の下に「のうち中山間地域で行うものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十の二 用排水施設整備事業(小規模のうち中山間地域で行うものに限る。)	十分の一・六
--------------------------------------	--------

第二条の表第二十二号中「小規模」の下に「のうち中山間地域で行うものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 農業用河川工作物応急対策事業(小規模のうち中山間地域で行うものに限る。)	十分の一
--------------------------------------------	------

第二条の表第二十四号中「^な湛水防除事業」を「湛水防除事業」に改め、「基幹工」の下に「のうち中山間地域で行うものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二 湛水防除事業(小規模の基幹工のうち中山間地域で行うものに限る。)	十分の〇・八
----------------------------------------	--------

第二条の表第二十五号中「^な湛水防除事業」を「湛水防除事業」に、「その他」を「(基幹工を除く。)のうち中山間地域で行うものを除く。」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二 湛水防除事業(小規模(基幹工を除く。))のうち中山間地域で行うものに限る。)	十分の一・三
----------------------------------------------	--------

第二条の表第二十六号中「水質保全対策事業」の下に「(中山間地域で行うものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二 水質保全対策事業(中山間地域で行うものに限る。)	十分の一・一
--------------------------------	--------

第二条の表第二十七号中「農業用施設石綿対策特別事業」の下に「(中山間地域で行うものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 農業用施設石綿対策特別事業(中山間地域で行うものに限る。)	十分の一
-------------------------------------	------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の表の規定は、平成二十五年度以降の年度の予算に係る県営土地改良事業の分担金について適用し、平成二十四年度以前の年度の予算に係る県営土地改良事業(平成二十五年度以降の年度に繰り越されたものを含む。)の分担金については、なお従前の例による。